

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業強化指定選手選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は国際大会で活躍が期待される埼玉県ゆかりの選手から埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業（以下、「本事業」という。）における強化指定選手（以下、「特別強化指定選手」という。）を選考することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別強化指定選手の選考)

第2条 特別強化指定選手は、第3条に定める対象者からの申請に基づき選考し、決定する。

2 第4条に定める埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業強化指定選手選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は、第5条に定める選考基準により特別強化指定選手候補者を選考し、県に対し推薦を行うものとする。

3 県は、選考委員会から特別強化指定選手候補者の推薦を受けた場合は、本事業における支援対象者としての適性等を総合的に考慮し、特別強化指定選手を決定する。

(対象者)

第3条 選考対象者は、埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業実施要綱第3条に定める者とする。

(特別強化指定選手候補者の選考)

第4条 特別強化指定選手候補者については、次の各号の委員をもって構成する選考委員会により選考を行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ関係団体
- (3) 行政機関

2 選考委員会の設置及び運営については、別に定める。

(選考基準)

第5条 選考対象競技は、夏季・冬季パラリンピック又は夏季・冬季デフリンピック競技大会正式種目で別表に掲げる競技とする。

2 特別強化指定選手は、前年度及び前々度における競技成績を基に、日本パラリンピック委員会加盟競技団体又は一般財団法人全日本ろうあ連盟関係団体による強化指定の状況や埼玉県育ちの状況、埼玉県においてパラスポーツの振興へ協力する意欲、他の団体等の助成状況や今後の成長可能性等を総合的に勘案して選考し、決定するものとする。

(指定期間)

第6条 特別強化指定選手の指定期間は、指定の日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

(別表)

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業対象競技一覧

夏季パラリンピック競技
アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、ブラインドサッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス
冬季パラリンピック競技
アルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリング
夏季デフリンピック競技
陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレーボール、ボウリング、自転車、サッカー、ゴルフ、ハンドボール、柔道、空手、マウンテンバイク、オリエンテーリング、射撃、水泳、卓球、テコンドー、テニス、バレーボール、レスリング(フリースタイル・グレコローマン)
冬季デフリンピック競技
アルペンスキー、クロスカントリー、カーリング、アイスホッケー、スノーボード